

町県民税の申告をお願いします

期間：令和8年2月5日(木)～3月16日(月)

午前の部 受付開始 8:30 (申告相談開始 8:45)

午後の部 受付開始 11:00 (申告相談開始 13:30)

令和8年度の町県民税は、令和7年中の所得金額などに基づいて課税されます。

申告情報は、町県民税のほか国民健康保険税や介護保険料などの計算、所得額証明書などを発行するための大変な資料になります。期限内の申告にご協力ください。

◆税の申告相談日程表 申告書の書き方が分からない方は申告相談会場へお越しください。

- ・指定日の来場にご協力を願います。都合がつかない場合は、対象地区以外の日でも受付できます。
ただし2月18日～2月20日は、農業青色申告者のみの相談とさせていただきます。
- ・ご来場されましたら、受付簿に地区名・氏名を記入してお待ちください。

月	日	曜	相談会場	相談時間		
				午前の部 8:45～11:00	午後の部 13:30～16:00	対象地区
2	5日	木	中津川地区まちづくりセンター 町民総合センター 「あ～す」	岩倉、川内戸、上原、広河原、小屋	白川、下屋地、宇津沢、遅谷	
	10日	火		【手ノ子】町上、町下	【手ノ子】町中、向原	
	12日	木		【手ノ子】八幡、(旧)落合、荻	【高峰】西高峰、中通、橋本	
	13日	金		【高峰】東向、西向	松原	
	17日	火		【添川】上町、昭和	【添川】上代、下川原	
	18日	水		農業青色申告者	中西以外の中地区	中西、小白川、中津川 黒沢、高峰 添川、松原、手ノ子
	19日	木			萩生	
	20日	金			椿	
	24日	火		【添川】東山、中洞	【添川】下町、大旦	
	25日	水		【黒沢】深淵西、深淵東	【黒沢】叶内、坪沼、谷地田	
	26日	木		【黒沢】吉長、旭、二本松・五反田、高柳	【小白川】野山、十文字、上野	
	27日	金		【小白川】上郷、中郷、下野、北上野	【椿】駅前、上野	
3	3日	火		【椿】椿第一、厚生、坂ノ下	【椿】小原、下椿、諏訪、辻	
	4日	水		【椿】財津堂	【萩生】高野・寺分、いいでハイツ、萩生町	
	5日	木		【萩生】石原	【萩生】中ノ目南	
	6日	金		【萩生】町上	【萩生】町西、中ノ目北	
	10日	火		【中】中西、北酒町	【中】酒町、沖、(旧)北新田	
	11日	水		【中】中北、(旧)南新田	※萩生	
	12日	木		※中津川、添川、松原	※中	
	13日	金		※黒沢、高峰	※椿	
	16日	月		※手ノ子	※小白川	

※地区割に予定が合わない方の予備日程

- ・申告書が送付されない方も申告できます。裏面の必要なものを持参の上、会場で申し出てください。
- ・収支内訳書や医療費控除など、合計額が必要な書類は事前に計算してください。計算されていない場合は、順番が後になります。

◆申告は郵送が便利です

自分で申告書を作成できる方や収入がなかった方などは郵送での申告が便利です。「町民税県民税申告の手引き」を参考に申告書を作成し、必要書類を添付して税務会計課に郵送してください。

◆申告に必要なものをそろえましょう

①市町村民税・県民税申告書（送付された方）

②マイナンバーカードまたは、

　マイナンバー通知カードと本人確認書類

③本人名義の預金通帳

④所得金額が確認できる書類

　源泉徴収票（給与・年金・報酬など）

　収支内訳書（営業・農業・不動産）

　帳簿、領収書など

⑤所得控除を受けるための各種証明書

　保険料支払証明書（生命保険、地震保険など）

　医療費控除は、「医療費控除の明細書」

　障害者手帳など

◆農業所得の収支内訳書を作成しましょう

農業所得の申告は、農畜産物を出荷・販売している方が対象です。自家消費のみの場合は申告の必要はありません。

農業所得の計算は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて計算する収支計算となります。

収入と経費を確認できる明細書・計算書などを持参の上、収支内訳書を作成してお越しください。

◆小作料の申告を忘れずに

農地の賃借料は、不動産所得になります。米など現物受け取りがある場合は、収支内訳書を作成してお越しください。

◆医療費控除はまとめましょう

○令和7年中に支払った医療費や介護サービスへの負担額が対象となります。

（※本人、生計を一にする家族の医療費が対象となります）申告の際は、事前に合計額を計算し、「医療費控除の明細書」を作成してください。

○セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）との選択適応が可能です。いずれか一方を選択して適用を受けることになります。

○介護サービスへの負担額については、医療費控除の対象とならないものもありますのでご確認くだ

さい。申告の際に、医療費控除対象となる場合は「医療費控除の明細書」を添付することで控除を受けることができます。詳細は、ご利用の施設などにお問い合わせください。

◆障害者控除を確認しましょう

○障害者控除を受ける際は、障害者手帳などの提示が必要です。

○介護保険の要介護認定を受けている方で、「身体障害者に準ずる」と認定された場合は障害者控除を受けることができます。（※身体状況などで判断しますので要介護認定を受けている方がすべて該当するわけではありません）

申告書に添付が必要な「障害者控除対象者認定書」は町健康福祉課で発行します。

◆所得税の確定申告は税務署へ

所得税の納付・還付のある方、確定申告書が送付された方などは税務署へご相談ください。税務署に確定申告書を提出した方は、申告書の「確定申告書提出済（予定）」に○印を付けて提出してください。

◆確定申告・納税はe-Taxが便利です

e-Taxは、インターネットを利用して自宅で国税に関する手続きなどができます。e-Taxを利用した確定申告には「マイナンバーカード」、「マイナンバーカード読み取対応のスマートフォン、またはICカードリーダライタ」が必要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方については、ID・パスワードを用いた確定申告も可能です。e-Taxについての詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/>

【問合せ先】

○税について

・町民税、県民税

　税務会計課 税務室 Tel: 87-0513

・所得税、消費税

　長井税務署 Tel: 84-1810

○障害者控除対象者確認書について

　健康福祉課 福祉室 Tel: 86-2233